

令和 8 年第 1 回本巢市議会定例会議事日程（第 5 号）

令和 8 年 3 月 18 日（水曜日）午前 9 時 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 9 号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 10 号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 11 号 本巢市景観条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 12 号 本巢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第 6 議案第 20 号 指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 23 号 令和 8 年度本巢市一般会計予算について
- 日程第 8 議案第 24 号 令和 8 年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 25 号 令和 8 年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 26 号 令和 8 年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 27 号 令和 8 年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第 12 議案第 28 号 令和 8 年度本巢市下水道事業会計予算について
- 日程第 13 議案第 29 号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 議案第 9 号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 10 号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 11 号 本巢市景観条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 12 号 本巢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について
- 第 6 議案第 20 号 指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 23 号 令和 8 年度本巢市一般会計予算について
- 第 8 発議第 1 号 議案第 23 号 令和 8 年度本巢市一般会計予算に対する附帯決議について
- 第 9 議案第 24 号 令和 8 年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 第 10 議案第 25 号 令和 8 年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 11 議案第 26 号 令和 8 年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
- 第 12 議案第 27 号 令和 8 年度本巢市水道事業会計予算について
- 第 13 議案第 28 号 令和 8 年度本巢市下水道事業会計予算について
- 第 14 議案第 29 号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

出席議員（16名）

1 番 坂 下 裕 久

2 番 堀 田 靖 則

3番 翠 昭 博
5番 瀬 川 照 司
7番 片 岡 孝 一
9番 澤 村 均
11番 今 枝 和 子
13番 河 村 志 信
15番 白 井 悦 子

4番 高 橋 知 子
6番 飯 尾 龍 也
8番 高 橋 時 男
10番 高 橋 勇 樹
12番 高 田 浩 視
14番 鏝 本 規 之
16番 大 西 徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	藤 原 勉	副 市 長	谷 口 博 文
教 育 長	川 治 秀 輝	総 務 部 長	村 澤 勲
企 画 部 長	林 玲 一	市 民 部 長	加 納 正 康
健康福祉部長	林 晃 弘	産 業 経 済 部 長	瀬 川 清 泰
都市建設部長	高 橋 君 治	水 道 環 境 部 長	青 木 竜 治
教育委員会 事 務 局 長	高 木 孝 人	会 計 管 理 者	磯 部 千 恵 子

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	大 久 保 守 康	議 会 書 記	大 西 貞 充
議 会 書 記	廣 瀬 知 倫	議 会 書 記	内 木 雅 浩

開議の宣告

○議長（今枝和子君）

ただいまの出席議員数は16人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

○議長（今枝和子君）

日程第1、諸般の報告を行います。

各常任委員会からの報告をお願いいたします。

初めに、予算決算委員会の報告を委員長に求めます。

予算決算委員会委員長 高田浩視議員。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

2月24日の本会議において、当委員会に付託されました議案は、議案第23号から議案第28号までの令和8年度予算計6件であります。

付託同日、本会議散会後に本巣市役所3階、全員協議会室において当委員会を開催し、執行部から付託案件の補足説明を受けた後、質疑通告書による質疑を行いました。

その後、3月9日の文教福祉委員会、10日の総務建設委員会の後、当委員会をそれぞれ全員協議会室において開催し、各常任委員会別に審査を行いました。

最後に、3月13日午前9時より本巣市役所3階、全員協議会室において執行部の出席を求め、再び付託案件6件の審査を行いました。

以上、予算決算委員会の報告といたします。

○議長（今枝和子君）

続いて、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 河村志信議員。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

文教福祉委員会より報告させていただきます。

諸般の報告といたしまして、3月9日午前9時より第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。

委員会には、委員8名が出席し、藤原市長、谷口副市長、川治教育長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件4件の審査を行いました。

審査は、初めに教育委員会関係の付託案件である議案第12号 本巣市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についての審査を行いました。

次に、市民部関係の付託案件である議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、健康福祉部関係の付託案件である議案第10号 本巣市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について、そして議案第20号 指定管理者の指定についての審査を行いました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○議長（今枝和子君）

続いて、総務建設委員会の報告を委員長に求めます。

総務建設委員会委員長 澤村均議員。

○総務建設委員会委員長（澤村 均君）

総務建設委員長報告。

諸般の報告。

3月10日午前9時から第2委員会室において総務建設委員会を開催いたしました。

委員会には委員8名が出席し、藤原市長、谷口副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件1件の審査を行いました。

審査の前に、現地視察として本巣消防署の視察を行いました。

視察を終えた後、会議を再開し、都市建設部関係の付託案件である議案第11号 本巣市景観条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

以上、総務委員会の報告といたします。

○議長（今枝和子君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第9号及び日程第3 議案第10号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第2、議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について及び日程第3、議案第10号 本巣市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

議案第9号及び議案第10号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 河村志信議員。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

付託案件について、報告させていただきます。

議案第9号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行ったところ、委員より、子ども・子育て支援制度

は令和8年度から段階的に引き上げられると理解しているが、令和9年度以降も税率の改正が必要となるかとの質問に対し、執行部より、毎年条例改正が必要となりますとの答弁がありました。

次に、どのように周知するかとの質問に対し、執行部より、広報とホームページのほか、納税通知書等に分かりやすいチラシを選んでいる状況ですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すると決定いたしました。

以上、報告いたします。

続いて、議案第10号 本巢市ねたきり老人等介護者慰労金支給条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行ったところ、委員より、金額を5,000円に引き下げた根拠はとの質問に対し、執行部より、ホームヘルプでの30分から1時間の身体介助などに関わる費用が大体3,000円程度であることから、この金額を差し引くという考えで設定いたしましたとの答弁がございました。

次に、本市がこの慰労金を条例で守る意義はとの質問に対し、執行部より、近年は介護サービスの提供体制が整ってきたこともあり、減額という判断をいたしましたとの答弁がありました。

次に、他の市町では、こういった条例をあまり施行していないのかとの質問に対し、執行部から、県内の現状といたしましては、縮小や廃止の方向に進んでいる状況ですとの答弁がありました。

次に、予算が厳しい中で制度を守っていくという前向きな姿勢を周知してほしいと思うがどうかとの質問に対し、執行部より、ホームページ等に掲載する際に、本巢市としてきちんと支援していくというような形で広報してまいりたいと思いますとの答弁がありました。

次に、改正による利用者の増減をどう考えているかとの質問に対し、執行部から、サービスの利用控えとならないよう周知していきたいと思いますとの答弁がありました。

次に、令和8年度4,000円にし、9年度から廃止する計画ではなかったかとの質問に対し、執行部より、物価上昇などの社会情勢を鑑みて計画を改めましたとの答弁がありました。

次に、現状、対象者の人数はとの質問に対し、執行部より、令和6年度の支給者は累計で353人、支給額は1,450万4,000円ですとの答弁がありました。

次に、その方々にヒアリングなどは行っているのかとの質問に対し、執行部より、自治会長会でしか説明はしていませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（今枝和子君）

議案第9号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

これより議案第10号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

今、委員長報告の中にもありましたけれども、今後支給される人が増えるということで、予算を軽減するためにこの条例を定めるというようなことでしたけれども、増えるから減らすということについて、それが正しいか否か。今まで必要だったものを、利用する人が増えてくるから支給額を減らすというのは、私の思いとしてはどう見ても納得ができない。

そういうことについて、委員各位からどのような質疑があったのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

河村志信委員長。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

寝たきり老人等のことによろしいでしょうか。

この金額を8,000円から3,000円引き下げる件につきましては、報告にもさせていただきましたホームヘルプ等で、30分から1時間について3,000円相当であると。その分を見直しという形で5,000円引き下げたと。

これにつきましては、ほかの条例もそうですが、本巢市の場合、非常に先進的な、率先してやっている部分もございまして、財源等の問題もございしますが、その辺の見直しということで検討した結果、決まりましたということで報告させていただきます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

ただいま議題になっております10号に対して、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

今回のこの寝たきり老人等に関する内容については、支給者対象の増加があると、今後あるであろうということから、この制度を継続するために料金を改めるということが記載をされています。本当にこのことが正しい選択か否かということでもあります。

昨年いただいていた人も、今年いただいている、いただくであろう人も、同じ条件にあるにもかかわらず、お金がたくさん要るから減らしますよというのは、今の時代背景、物価高騰等々を鑑みたときに、弱者いじめという形にしか取れないというふうに思うわけであります。

困っている人、今まで支給されて喜んでいた人が急に減らされるということに対しては、利用している人たちからは、何でという思いも出てくるだろうと思うし、私のところにおいてもどうしてということは伝わってきています。そういうことを鑑みたときに、とてもこの条例改正の内容において賛同できるものではないと思っています。

行政は、弱い立場の人に手を差し伸べてこそ行政であると思っていますので、議員各位におかれましては、弱い立場の人、今いただいている人たちの思いをよく理解した上、反対のほうに賛同していただくことを切にお願いをして、反対討論とさせていただきます。終わり。

○議長（今枝和子君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 飯尾議員。

○6番（飯尾龍也君）

賛成の立場から討論させていただきます。

私は、この慰労金を支給いただいていた本人として残念だとは思いますが、本来ならこれは介護保険サービスが始まったら多分中止すべきだったものだと思います。というのも、これは介護保険サービスが始まって二重にサービスを受けている感じになります。

当然市一般財源から支給されるものですが、僕はこれはこの市議会議員になった当初からケアラーという感じで、老人だけではなく障がい者、療育という形でこういう支給制度があったほうが良いと思っています。がしかし、今般はこの老人慰労金ですから、これに対しては十分理解できますし、今度これが形を変えて、県のケアラー条例も設置されましたので、老人だけではなく療育、障がい等全般に関わるような形に変えていったほうがよろしいかと思い、この今般の議案に対して

は賛成です。お願いします。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 翠議員。

○3番（翠 昭博君）

賛成の意見を述べさせていただきます。

大事なのは、今議論されている弱者いじめにならないよう、行政としてさらなる丁寧な説明をしていただくということが大事かなというふうに思っています。

丁寧な説明をお願いして、本案は賛成との意見で述べさせていただきました。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第11号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第4、議案第11号 本巣市景観条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第11号については総務建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務建設委員会委員長 澤村均議員。

○総務建設委員会委員長（澤村 均君）

付託案件、議案第11号 本巣市景観条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行ったところ、委員から、前回、条例の見直しを行わなかった理由はどの質問に対し、執行部から、前回は見直しを検討したものの、特段見直す要件がなかったため、今回は10年目に当たり、高速道路が通ったこともあり、見直しにいいタイミングだったということですのでとの答弁がありました。

また、ルートインがこのエリアに来たらどのような判断になるのかとの質問に対し、執行部から、

道路からできるだけ離していただくとか、建物側に緑地帯を設けていただくなどの意見を付することになると思いますとの答弁がありました。

また、拘束力はあるのかとの質問に対し、執行部からの、法的拘束力はなく、事業者に景観に配慮していただきたいと依頼をする形になりますとの答弁がありました。

また、景観計画区域で塀を造る場合、届出が必要となる5メートルの根拠はどの質問に対し、執行部から、建築基準法上の工作物の設置に係る基準が指標となっていますとの答弁がありました。

また、本巣縦貫道沿いの金属回収事業者の外壁の高さはどの質問に対し、執行部から、実測したわけではありませんが、目測では5メートルは有していないと思われそうですとの答弁がありました。

また、ラブホテルの申請があった場合、拒否できるのかとの質問に対し、執行部から、景観条例ではなく都市計画法の用途地域等で規制になりますとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、御報告をいたします。

○議長（今枝和子君）

議案第11号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

委員会の中で、私も参加をしていたわけでありましてけれども、その中で工作物というところの中に擁壁、また壁というような文面があり、柵とか堀とかいうものもそれに属するよということが記載をされています。

その高さが3メートル以上のものであるということも記載をされているわけでありましてけれども、景観条例でありますので、景観はどこまでいっても景観なんで、見た目だと思っております。その中で、木や何かでやってある塀については、生け垣というのかな、垣根というのかな、そういうような形で記載をされていますけれども、エンというような植物じゃないもので塀みたいな形がつくられている中において、委員会の中でも質問があったと思うんですが、産業廃棄物等々、安定5品目等々においては、保管する場合には見えないようにするということが一つのルールになっている。けれども、残念ながら本巣市の中においては、産業廃棄物ではないけれども、産業廃棄物と思われる有価物という形で業をなしているかと思うんですが、古物商の資格を取っている人たちが自転車だとか農作機械の古いものだとかを多く寄せています。そのときの塀は非常に高く造られていて、非常に景観が悪い。そのことについて、どのような形でそれを景観条例の中に取り入れて、またそれを何らかの形で制約をすることが私は必要だろうと思っておりますが、委員の中からそのようなことについての質疑応答はあったのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

澤村委員長。

○総務建設委員会委員長（澤村 均君）

当委員会では、今の産業廃棄物処理業者との塀の景観の悪さというか、威圧感があるという話までは出ましたが、それ以上の答弁もなかったと思います。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

市が定める景観条例であります。当然、市が定めている景観条例でありますから、ある程度のルールは必要であろうと思うわけであります。

けれども、条例を定める市が、この景観条例には触れないかもしれないけれども、要するに世間から見て景観が悪いと言われるものが多々あるような気がしています。また、市民からも見てくれが悪いというようなことを言われているものがあることについては、委員のほうから何かそういうものに対しての御意見等々はあったのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

澤村委員長。

○総務建設委員会委員長（澤村 均君）

当委員会では廃棄物のことに対して、その中の例えばエアコンのフッ素ガスとか、そういう話はありませんでしたが、その塀に対しての話はこれ以上の追及というか、質問はありませんでした。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

総務建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第11号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第5 議案第12号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第5、議案第12号 本巢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

議案第12号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 河村志信議員。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

議案第12号 本巢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行ったところ、委員から、本巢市でいうと、どこがこの施設に当たるかとの質問に対し、執行部から、公立では真正幼稚園と小規模保育園のものとおと保育園の2か所ですとの答弁がありました。

次、職員の数など変更しなければいけない点はあるかとの質問に対し、執行部より、令和7年度に試行的事業を実施しており、特に変更を加える必要はないと考えていますとの答弁がありました。

次、本市独自の事項はあるかとの質問に対し、執行部より、特段の理由がないことから、国の基準と同内容としていますとの答弁がありました。

次、パブリックコメントは実施しているかとの質問に対し、執行部より、国の基準と同内容であるため、パブリックコメントは実施していませんとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（今枝和子君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第12号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第6 議案第20号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第6、議案第20号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第20号については文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 河村志信議員。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

議案第20号 指定管理者の指定について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、続いて質疑を行ったところ、委員から、指定管理者は社会福祉協議会以外にはないかとの質問に対し、執行部から、一般の事業所で受入れが困難な重度の障がいを持つ方のセーフティネットにもなっており、継続的に就労に結びつけるといったところで、社会福祉協議会にお願いしているところですのでとの答弁がございました。

次に、人数が増えて仕事量も増えていると思うが、指定管理料はどうなるかとの質問に対し、執行部から、指定管理料としては大きく変わりませんが、就労のサービス報酬での増加が見込まれますとの答弁がございました。

次に、指定管理料の基準はどの質問に対し、執行部から、人件費や光熱水費等の維持管理費、消耗費の積算となりますとの答弁がございました。

次、利用者の人数はどの質問に対し、執行部から、2月20日現在で3施設、合計で32人ですとの答弁がございました。

次に、その人数では経営的には赤字ではないかとの質問に対し、執行部から、市としては指定管理料を出しながら支援している状況ですとの答弁がありました。

次、閉鎖されたほたるから移った利用者の移動手段はどの質問に対し、執行部から、施設からの送迎もありますし、自転車等で自力で通われる方もいますとの答弁がございました。

次、距離が遠くなり困っている事例はないかとの質問に対し、執行部から、特に困っているという話は聞いていませんとの答弁がありました。

次、就労支援として、軽作業などの仕事を新たに探してくることも施設で行っているのかとの質問に対し、執行部から、委託契約できる事業者が減っている中、社会福祉協議会が動いて安定的に受注をいただいている状況ですとの答弁がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（今枝和子君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

指定管理者に対して、市としてこれからどのように支援をしていくのか等々のことについての質疑応答はあったのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

河村委員長。

○文教福祉委員会委員長（河村志信君）

そのような議論と申しましょうか、話はございませんでした。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第20号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第7 議案第23号から日程第13 議案第28号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第8 発議第1号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第7、議案第23号 令和8年度本巢市一般会計予算についてから日程第13、議案第28号 令和8年度本巢市下水道事業会計予算についてまでを一括議題といたします。

議案第23号から議案第28号までについては予算決算委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算決算委員会委員長 高田浩視議員。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

当委員会に付託されました議案第23号から議案第28号までの令和8年度予算について、審査の経過と結果を報告いたします。

本案につきましては、付託同日の2月24日に予算決算委員会を開催し、議案の補足説明及び質疑通告書による質疑を行った後、3月9日及び10日の各常任委員会後に、それぞれ予算決算委員会を開催し、補足説明及び議案に対する質疑を行いました。最後に、3月13日、第4回の予算決算委員会を開催し、議案に対する質疑を行い、全ての委員会において委員から多数の質疑と執行部からの答弁がありました。

なお、特筆すべき事項として、歯科診療廃止に伴う根尾地域のバス運行に関する新規事業に関して、根尾診療所の運営と整合性が取れておらず、今後の診療所運営の在り方を考えていく上でも、予算を適正に執行するとともに、議会への報告を願う旨の意見がありました。

第4回委員会の質疑終了後、委員間の意見交換の後、採決を行った結果、議案第23号及び議案第24号については賛成多数、議案第25号から議案第28号については全会一致で、それぞれの原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（今枝和子君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

ただいま委員長報告を聞いたわけでありますけれども、その中でスマート農業の技術指導という形の案件が出ていたわけであります。

この中において、市外在住のため市の上乗せの助成はないというようなことが記載されている案件について、どのような質疑応答があったのか。また、結果として、どうして本巣市に在住していない人に対する機械に対して、県だけからしか補助金が出ないのかについて、どうしてこの予算の中に組み込まれなければいけないのか等々についての質疑応答があったのか。また、内容についてどの程度の質疑があったのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

少し時間を下さい。

お答えします。

委員会におきまして、そのような質疑があったと記憶しておりますが、詳細についてはお答えできかねます。

しかしながら、この質疑は重要な内容ですので、議長に対し執行部から答弁いただきますようお願いをいたします。

○議長（今枝和子君）

ただいま委員長から執行部に答弁を要請されました。

執行部から答弁をいただいてよろしいでしょうか。

それでは、執行部に答弁を求めます。

産業経済部長、お願いいたします。

○産業経済部長（瀬川清泰君）

それでは、ただいま御指摘のあった件につきましてお答えをさせていただきます。

関係各位との調整を行い、県との御指導に基づいて計上してございますので、どうかよろしくお願いたします。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

この件については、今報告があったように関係各位と相談をし、また予算をつけるべく、県のほうの指導によって今議案にのせてきたということであれば、これはもうやむを得ないだろうと思っております。

次の質問に移るわけでありましてけれども、先ほど委員長報告にもあったように、この根尾地域においての市バス運行事業、新規事業でありますけれども、このことについては、歯医者さんを辞めることによって、それに伴うための事業として行うというようなことが記載もされています。

けれども、これがハイエース10人乗りというようなことも記載をされています。けれども、根尾診療所の1日に歯医者に通う人がどの程度かということはよく分からないけれども、1日に根尾診療所を利用する人は、私の聞いたところでは1日約20人と聞いています。だとするならば、これを20人乗りにすれば、歯医者に通う人も内科医療をする人も、本巢市のほうの診療所に通うことができるのではないかと推測するわけでありましてけれども、そのようなことについての質疑応答はあったのか否か、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

少し時間を下さい。

お答えします。

それに係る質疑はございました。執行部から、歯科診療を廃止する代替えとしてバスを走らせますが、歯科だけでなく生活支援、買物支援を含めて走らせます。今後の利用状況も勘案しながら、

また人口減少も鑑み、根尾診療所の在り方について検討させていただきますという答弁はありました。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

この件については、委員長報告の中にもあったように、国民健康保険のほうの予算等々と鑑みたときに、どう見ても整合性が取れないし、医師医療をやめたということもどうも整合性が取れない中において、この新規事業が行われるということについてでありました。

委員会の中においてもそのような質疑があったように記憶をしておりますけれども、もう少し深い質疑応答があればなという気しております。

次の質問に移ります。

この道路緊急自然災害防止等々の予算についてお伺いをするわけであります。

この予算については3億3,400万の予算が計上されています。昨年度と比べますと、1億3,000万以上の削減となっているわけであります。

このことについては、市民の方から非常に道路の管理が悪いと。また、農道というのはないんだけれども、市道の中においても非常に凸凹であり、また穴が空いているようなところもあるにもかかわらず、予算が減らされているということについては、どのような質疑応答があったのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

少し時間を下さい。

ちょっと暫時休憩をしてもらってもいいですか。

○議長（今枝和子君）

暫時休憩いたします。

午前10時09分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（今枝和子君）

再開いたします。

高田委員長。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

執行部のほうから、その点につきましては、令和7年度までは本巢糸貫線の工事があって、市民の生活に直結するような予算をまずベースとして確保するように努めておりますと。

令和8年度でもちよっと増えていたんですけども、今年度は非常に人件費も高騰いたしまして、部の予算としても厳しい中、本来ですともう少し少なかったんですけども、財政的なやりくりを全体として、何とか工事本数だけでも地元の業者さんに困らないように、その中で最大限努力して今回の予算とさせていただきますという答弁がありました。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（今枝和子君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

予算決算委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

今、委員長報告を聞いたわけでありまして。

その中で、反対討論をさせていただくわけでありましてけれども、一般会計予算について、委員長報告等々を聞いた中において、到底納得できる答弁もありませんでしたし、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

根尾診療所の歯科診療の廃止に伴い、歯科医院への往復バス事業に至っては、根尾診療所の改善策の一端と言われる。財政が厳しいとのことで、寝たきり老人介護者に対する慰労金の削減等、弱い立場の方たちへの予算額を減らす事業が多くあります。また、子どもの預かり事業においては、名前ばかりで非常に使い勝手が悪く、利用できる方たちは非常に少ないと思われまして。県道を含め幹線道路に至っては、昨年度も道路維持整備費等建設関係の予算は少なく、関係業者から2年も赤字決算で、今年も赤字になら会社の維持が難しいと複数の業者から悲鳴が出ています。私は20年以上、議員をしていますが、20年間で県道を含め幹線道路がこんなに凸凹は初めてであります。道路管理は最悪であるにもかかわらず、本年度の建設関係の予算は大幅な削減となっております。また、未来を捕う子どもたちへの安全のためにも暑さ対策が必要なのに、それに伴う予算が計上されていない等々を含め、とてもこの予算では市民は納得しないと思われまして。

財政が厳しいなら、財政を豊かにする政策を考えるべきだと思います。スポーツ選手は市民に感動を与え、政治家、また行政は市民から感謝をいただくべき使命を持っていると思います。今年度予算案では、とても市民から感謝をいただける内容は少なく、とても賛同できません。

議員各位におかれましては、予算案を深読みしていただき、本年度予算案に対し反対していただきますよう切にお願いをし、反対討論とさせていただきます。終わり。

○議長（今枝和子君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

賛成の立場で討論させていただきます。

ただいま反対討論の中で指摘されていた問題については、本巢市民の暮らしと直結するような非常に重い課題が多かったと思います。

特に私的には、子どもの一時預かりの条件の見直しや、また熱中症対策の予算が組みれていないことは、直ちに見直しを要望したいところです。

ただ、予算全体を俯瞰したときに、やはり市民生活を維持するための重要な予算が入っており、まずはこのこちらの予算を執行した上で、反対討論の指摘にもあったような、本巢市の財政をさらに豊かにするような政策を盛り込んだ議論を今後も期待いたします。

以上のことより、賛成の立場から討論します。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

賛成の立場で発言させていただきます。

今ありました反対の意見の中で、私が追加ということで、まず根尾診療所の歯科に関する新規事業ということで、これは私たちがこれまで議論を重ねてきた結果として出てきた執行部の案です。やはりしっかりとプロ意識を持って出された議案に関しては、しっかりと私たちもまだ次の議会も含めて見ていきたいというふうに思うのと、建設関係の予算については、大変少ないということは誰もが分かると思います。ただ少ないから黙っているのではなくて、やっぱりやっていかなきゃいけないことっていろいろあると思いますし、この間、議論で企業版ふるさと納税も含めて提案をさせていただきました。そういったものも含めて、いろんなことを工夫しながら、当初予算、これを執行しながら車の両輪のようにやっていっていただきたいというお願いも含めて、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 堀田議員。

○2番（堀田靖則君）

賛成の立場から発言させていただきます。

以前も話をさせていただきましたけれども、さくら資料館の空調設備で約1,700万、ガス式ヒートポンプの修理で1,700万円、単純に30万円のエアコンを10台入れても300万円、そういったこともあります。

もう一件は、ぬくもりの里で1億6,800万の吸収式空調設備ですね。あれもメンテナンスの状況をよく見ていただいて、例えば中の部品交換だけすれば安くなるかも分かりませんので、大切な税金ですので、より安くメンテナンスできることをお願いして、賛成意見とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第23号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

発議第1号 議案第23号 令和8年度本巢市一般会計予算に対する附帯決議についてを議題といたします。

発議第1号については提出者に説明を求めます。

12番 高田浩視議員。

○12番（高田浩視君）

議案第23号 令和8年度本巢市一般会計予算に対する附帯決議について、会議規則第13条の規定により、議案第23号 令和8年度本巢市一般会計予算に対する附帯決議を別紙のとおり提出いたします。

提出者は私高田浩視、そして、賛成者は河村志信議員でございます。

提案理由として、令和8年度本巢市一般会計予算に係る根尾地域外出支援事業及び国民健康保険特別会計（施設勘定）繰出金に関する予算について、議会として決議する必要があるため提出するものであります。

内容についてです。

議案第23号 令和8年度本巢市一般会計予算に対する附帯決議（案）について。

令和8年度本巢市一般会計予算のうち、「根尾地域外出支援事業」に係る予算計上については、根尾診療所の歯科診療廃止に伴い地域住民の歯科受診の機会の継続と、高齢者などの日常の移動支援を目的とした新規事業であります。

しかしながら、本事業の実施と一般会計繰出金を財源の一部とする根尾診療所の運営とは整合性

が取れておらず、今後の診療所運営の在り方を考えていく上でも、予算を適正に執行するとともに、議会の報告を行うよう、意見を付するものです。

以上を決議します。令和8年3月18日です。

○議長（今枝和子君）

これより提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

8番 高橋時男議員。

○8番（高橋時男君）

前半の部分についてはそのとおりだと思いますが、後半の部分についてちょっとお尋ねをいたします。

解釈によっては、例えば仮にもマルモビの外出支援事業の、例えば利用状況が悪かった場合、1年たって悪かった場合ですね、内科診療受診者に対しても、このマルモビの外出支援で対応していくということがこの後半の部分で前提になっているのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○12番（高田浩視君）

この決議については、予算を適正に執行するとともに、議会への報告を行うよう意見を求めています。

今、根尾地域を含め、人口減少が想像を超えて進んでおります。的確な持続可能性が今非常に求められている。その中でしっかり市民の代表としての議会が執行部に寄り添っていく。そのために予算を適切に今の経済状況を見ても非常に毎日のように変わっていく。そういう中で、この予算の執行が本当に正しいのかも含めて、適正に判断していただきたいのと、議会へしっかりと報告していただきたいということをお願いしている決議書になります。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 高橋知子議員。

○4番（高橋知子君）

私もこの後半のところの根尾診療所の運営とは整合性が取れておらずのところなんです、この整合性というのは、根尾診療所の内科も含めた診療に対して多額の繰出金を出しているのに、歯科がなくなったということで、代わりに市バスを走らせるということは、内科もそのように市バスを走らせればいいのではないかという整合性のことなんでしょうか。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○12番（高田浩視君）

よろしいですか。

先ほども申しましたように、私は意見を求めているわけではなくて、予算を適正に執行するとともに、議会に報告を行うことを願っています。

これは今の経済状況を見たときに、何が正しいのかというのはこの場で判断はなかなかできないということだと僕は考えています。そういう状況を見ながら、議会予算を適正に執行していただく、経済状況をしっかり見ながら予算を執行していただくとともに、議会へも報告していただくことを願いたいという意味で、この決議書を特に慎重に進めていただきたいと思います。それが根尾地域の持続可能性につながるというふうに私は考えて、この決議書を提案させていただいております。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 飯尾龍也議員。

○6番（飯尾龍也君）

報告を行うんですけど、半期なのか、四半期なのか、1年なのか、そこら辺はどのようにお考えですか。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○12番（高田浩視君）

いや、それは私が今考える中では、引き続きずっと絶えずです。

私が考えているのは、ここで意見を言ったのは絶えずということで、ずっと、この予算を執行する上ですから。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

今、回答の中で言われていた部分というのは、ずっともう、それから四半期ごとの議会もありますけれども、僕が思うには、行政の税金を使ってやるというのは当たり前の報告だと思いますし、どのようにというのは、そういう面では今回、非常に附帯決議という、議案の出し方だとかということについて、初めての経験で、こういうふうに出されるのだなというのが勉強になりました。

特に提案のされている先生からずっと一番最後の部分が一番言いたいんだということに僕は感じましたけれども、それは行政として当たり前のことを当たり前にやっていただければいいのであって、このことは特にということで説明がありました。

でも、私たち、ほかの議員も言っていましたけれども、この間、すごい熱い要望を含めて、いろんな意味で意見、討論をしてきましたので、当たり前のことを当たり前のようにはやっていたとすることは当たり前だと私は思っておりますので、という意見は言わせていただきたいと思っております。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○12番（高田浩視君）

予算決算委員会の中で執行部の方が御退席されてから、しっかりとした意見交換が例にないほど行われたと。私はこのことを重く受け止めて、こういう形で行動させていただいたということが事実でございます。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

今の文面等々から見ると、附帯決議は今予算についての附帯決議であります。来年のことは分かりません。今予算についての附帯決議でありますので、そのことについて。

附帯決議の中で、根尾診療所の廃止に伴うというような文面がないことについては、なぜ文面がないのか。また、廃止に向かって進めるためにというような文面が書かれていると非常にいいなというふうに思うわけでありましてけれども、なぜそのようなことが記載されていないのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○12番（高田浩視君）

お答えします。

私は、根尾診療所の在り方についてを考えているということで、これを報告して、そういう方向性もいろいろな選択肢を含めてしっかり議会のほうに報告していただく、慎重に予算を執行していただくということをお願いする決議書になっております。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 河村志信議員。

○13番（河村志信君）

附帯決議の賛同者の一人として御意見を申し上げたいと思います。

私も8年、議員をやってまいりまして、毎年、予算につきましてはこういう予算決算委員会で議

論をさせていただきました。

16名のうちの一議員として、やはりいろいろ完璧な完成したというものはなかなか難しい。それから、もちろん財源という問題もございます。

その中で、少しでも前へ進むことが我々議会も理解をして賛同するわけなんですけど、ただ、賛成したから全てがオーケーというわけでない部分で、今回、高田議員よりも提案がございましたのでそれに賛同したわけなんですけど、そういう部分を、課題があるということは十分承知の上で今後も進めていかないと、ただ賛成か反対かだけじゃないという部分でこういう附帯決議をつけたということは私は意義があると思います。

そういう思いで賛同したということだけお伝えしたいと思います。以上です。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第1号については委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

今の附帯決議について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

私は、根尾診療所の役目はもう既に終わっているというふうに思うわけであります。

それは、さきの49名の議員がおられた当時に、内科診療、医師も歯科診療は残すということですが、手術もしない、入院施設もやめますよというようなことを49名の議員のときに結果を出している。

その後においては、改選された新しい議員の中で、これからをどうするかをよく考えていただければいいですよというような形で議決をされたというふうに聞いています。

その中で、医師が1人減り、また歯医者さんも減りという今の状況から鑑みても、またこの病院ができたときの背景から見ても、今の状況を鑑みたときに廃止にすべきであろうと思うわけであります。

この病院ができた当時は、根尾のダム工事が始まっており、他市から、ダムを造る労働者の方が根尾の人口よりも多いじゃないかというぐらいの方たちがそのダム建設に携わって来ていました。

当然、事故もあっただろうし、病人も出るであろう。

また、その当時は根尾の人口も相当いたと記憶していますし、50年前、私が根尾の地域のほうに年に1度や2度は出向いていったこともあって、その当時の根尾の状況もよく知っているわけでありましてけれども、非常に活気もあって、子どもさんもたくさんおられた中においてそれができた。

けれども、その後で、地域の人たち、また内藤市長さんの努力等々もあって、根尾に行く最後のトンネルも完成をしたわけでありまして。また、それに大回りをしていただけたところの道路も完成をしたわけでありまして。そうすれば、根尾から本巢地域の病院に来るまでは非常に時間が短縮できたと思うわけでありまして。

ですので、今回の附帯決議の中においてすぐに廃止ということは書かなくても結構だと思うんですが、廃止に向けた方向でというような一行がなかったことについては非常に納得ができませんので、反対とさせていただきます。

議員各位におかれましては、よく考えていただき、今後の根尾診療所の在り方についても考えていただくべき内容でありますので、議員各位におかれましては、この発議について、この一行がないことについて反対との立場を取っていただきますようお願いをして、反対討論とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

13番 河村志信議員。

○13番（河村志信君）

附帯決議についての賛成の立場で御意見を申し上げたいと思います。

今、鏗本議員よりも廃止と一文がないというようなことを提案されていましたが、私は決して廃止ありきではないというふうを考えております。

要するに、歴史的な経緯もございます。それから、人口が減ってきたということも、これは全国的な状況の中で、地域医療であり僻地医療というものを我々も本巢市の議会議員として考えていかなければならない重要な案件だと思います。

ただ、赤字という部分であれば、それは当然、目をそらすことなく、適正な、一番今の現在において何が一番よいのか。それから地域住民の方、根尾の方にとって何が一番安心して住める。これは南部エリアの方も同様ですよね。やはり同じ本巢市民であれば、同じ思いで心配を持ちながら北部エリアに住むのか、そのことも十分我々議員として思いを持って、廃止というような過激な言葉じゃなくて、やはり適正なそのときそのときの財源と見合った形で縮小であるとか、それから新たな訪問介護であるとか、リモート診療というのもございます。そういうのも我々も勉強しながら進めていくものだと思いますので、附帯決議については賛成の立場で意見を述べたいと思います。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

なかなかいろんな意見が出る中で、私は根尾診療所の廃止の一文字が入ってないことで反対だという意見もありましたけれども、それはそれでこの文書について、特に今私は反対ということで、私は反対なんですけど、ちょっと発言をさせていただきます。

予算を適正に執行するとともに、議会への報告を行い意見をすると書いてあります。そのとおりだと思います。

主語がいろいろありますけれども、僕は全てに対して適正にやっていただくために四半期ごとの議会もあります。そういった意味で、ここだけに限定することなくしっかりやっていただくという観点で、この文章に関してはそういうことで反対させていただきます。以上でございます。

○議長（今枝和子君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の意見はありませんか。

[挙手する者なし]

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立少数です。御着席ください。したがって、発議第1号は否決することに決定をいたしました。

○議長（今枝和子君）

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時に再開をいたします。

午前10時41分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（今枝和子君）

再開をいたします。

議案第24号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

国民健康保険の内容についての委員長報告に対しての質疑でございます。

過去において、過去というよりも数年前に、内科のお医者さんを1人、3人から2人体制にした。また今回も、歯科診療を1人なしにして、医師という名のつく人が2人になって、このことについて、どうして医師の数が半分になったのかということについての質疑応答はあったのか否か。また、そのことについての理由についての答弁があったのか否か、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

御報告いたします。

委員との質疑の中で、経営改善の中で内科をメインにするということで歯科診療を廃止させていただいた。それで削減してきたということと、平成18年に入院診療を廃止しましたが、赤字が大きかったため見直しでした。それから20年、人口減少により外来診療だけでも赤字が増えてきておりました。去年、経営改善計画を作成し、2か所の診療所を一体に見ることで人員を整理し、規模を縮小していく形で現在の予算をしておりますという答弁があったことを報告いたします。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

私は、内科の根尾診療所を何が何でも潰せということは考えていない。独立採算制であるから、皆さんが利用してもらって、ある程度市民が納得できる程度の赤字なら、それはそれで継続していけばいいかなという気がしているわけであります。

ですので、3年の間にいろんな改革をしていきますよというようなことについては、改革そのものが廃止に向けての改革に向かってなのか、継続していくための改革なのかということであります。

先ほどの根尾診療所に関する附帯決議においては、多くの議員が廃止をするようにというような形で附帯決議をつけることについては反対としました。私は、附帯決議の中において廃止ということが書かれていないので、附帯決議に反対を言ったわけであります。けれども、議員各位は、廃止という言葉が入っていないから反対に賛同をされたわけでありますので、議員各位においては、多くの議員が廃止ということについて前向きに考えるというふうにとられたわけであります。

そういう中で、継続をするのに当たって廃止に向けての改革なのか、継続をしていくための改革なのかについての質疑応答はあったのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

御報告申し上げます。

市民部長より、歯科診療を廃止する代替としてバスを走らせますが、歯科だけでなく生活支援、買物支援も含めて走らせます。今後も利用状況を勘案しながら、また人口減少等も鑑み、根尾診療所の在り方について検討させていただきたいと思っておりますという答弁がございました。

それ以上ではございません。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鰐本規之議員。

○14番（鰐本規之君）

国民健康保険、24号であります。

反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

さきの附帯決議の中においても、議員各位の中で廃止に向けてということを明確に賛同されています。議員たるものは信念を持って賛成、反対をすべきであり、文面の中に書かれている、また発言の中に書かれていることについて賛同をしたなら賛同をした、反対をしたなら反対をしたという責任をきちんと明確にすべきであると思っています。

そういう中で、賛成者が廃止に向けての方向に向かうことに賛同する議員が多い中において、私もこの根尾診療所、24号について反対の立場から討論をさせていただきます。

議員各位におかれましては、自分が判断を下したことについて、議員としての責任を重く受け止めて、反対討論を聞いていただくようお願いをしておきます。

根尾診療所においては、長年の赤字続きです。担当職員においては、診療所の改革を行っているとのことですが、内容を見ればとても改善とは思えず、賛同はできない。

根尾診療所開業当時は、ダム建設に関する方たちが多く働いておられ、根尾村の住民も、当時は多く根尾地域におられました。本巣地域の病院に行くにも、その当時は道路の整備もきちんと行われておらず、トンネルも橋もできていなかった。ですので、根尾診療所を利用する方たちも多くおられたと聞いています。ですが、今はダム建設も終了し、働く方たちは根尾村から去っています。

また、多くの根尾村の住民の方たちもまちに住まれるようになり、今は根尾地域の方たちは少なくなりました。また、まちのほうでは多くの病院が開業し、大きな病院もできました。今では根尾地域の方たちも樽見鉄道を利用し、病院に行ってみるとのことです。

20年前に橋もトンネルも完成し、根尾診療所が開業した当時と比べれば、まちまで来られる時間は半分ぐらいで済みますので、車で病院に来られる方も多くおられます。もはや根尾診療所の使命は終えているのではと思います。

本巢市及び根尾地域には、若い方たちに住んでいただくためにも、また淡墨桜を多くの方たちに見ていただくためにも、根尾診療所の運営費1億5,000万円を他の事業に利用できるようにすべきと思いますので、根尾診療所の閉店に向けての予算案にすべきと思いますので、今年度の予算案には反対といたします。

議員各位におかれましては、附帯決議の反対も含めて、今予算に対し反対に御賛同を願いますようお願いをして、反対討論とさせていただきます。終わり。

○議長（今枝和子君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 坂下裕久議員。

○1番（坂下裕久君）

私はこの案、国民健康保険特別会計予算案について賛成としての意見を述べさせていただきます。

先ほどお言葉にもありましたけれども、先般行われたこの附帯決議案件におきまして、私もその反対のほうに立ちましたけれども、それは決して鏝本議員のおっしゃられるような根尾の廃止の一文があるから反対したというわけではありません。そこだけまず先に付け加えさせていただきます。

根尾の診療所の在り方について検討していく必要は十分にあるとは思っております。しかし今回、歯科の削減に至ったことにおいても、内科の医療を残すために歯科の廃止を決断されたというふうには執行部のほうから御説明をいただいております。

根尾地域におきましては、様々な交通手段のない方だとか、まだまだ需要はあると私は思っております。様々な弱者に対して優しい本巢市の中において、根尾というのは僻地というところでもあり、僻地交通弱者がたくさん住まうところであり、まだまだ私は必要性があると思いますので、賛成意見として述べさせていただきました。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 翠昭博議員。

○3番（翠 昭博君）

賛成の立場で、議案第24号 令和8年度本巢市国民健康保険特別会計予算について述べさせていただきます。

これまで議論をさせていただきました。議論の中で、根尾診療所の赤字を減らす努力を行政としても引き続きしていくんだということも、私としては理解しておりますので、この予算については

賛成の立場で発言させていただきます。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 河村志信議員。

○13番（河村志信君）

賛成の立場でいま一度発言をしたいと思います。

この国民健康保険につきましても、やはり地域医療、僻地医療という大事な日本全体の問題。人口減少が進めば、これはもう医療にしる、学校問題も私は同様だと思っておりますが、じゃあ少ないから、採算が合わないから、赤字だから閉鎖だとかじゃなくて、一番はやはり我々も市民の代表として議員をやっております。地域の住民の方がやっぱり安心して住める、議会にも任せる、議員に任せられるという部分を考えますと、やっぱりこれは慎重に進めていく内容だと思っております。

急激なゼロか100かじゃなくて、やっぱりその中でも一番最大項、本巢市北部エリアの方にとってもいい予算、国民健康保険の在り方を議論した場合に、この国民健康保険の条例につきましては、私は賛成の立場で、予算については賛成の立場を取りたいと思います。以上、よろしくお願ひします。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第24号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第25号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第25号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第26号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第26号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第27号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

この水道の会計予算についてであります。

この水道は非常に赤字が続いている。これはやむを得ないこともあるだろうと思うわけでありまして、今予算の中に、合併する前に造られていた水道設備等々が新しい水道に替えることによって、旧の施設がそのまま十数か所残っていると思います。それに対する解体費用等々、また今後どうしていくか等々についての質疑応答はあったのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

報告いたします。

この部分というふうに判断して、お答えします。

浄水場の統合整理など、効率化を図ってきましたが、人口が少ないため劇的な効果は難しい。今後も修繕方法見直しなど経営改善に取り組んでまいります。今回の対策に特化した予算についてはございませんという答弁がありました。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

この十数か所、根尾地域を含めて本巣地域、根尾地域においてそういう古い施設が今存在している。一部においては地代を払っているというふうにも聞いているわけでありましてけれども、それに対しての改善等々についての質疑等々はあったのかなかったのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

高田委員長。

○予算決算委員会委員長（高田浩視君）

ありませんでした。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第27号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第28号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。御着席ください。したがって、議案第28号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第14 議案第29号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（今枝和子君）

日程第14、議案第29号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案させていただきました議案第29号の提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでございます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく御審議いただきまして、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（今枝和子君）

議案第29号の補足説明を総務部長に求めます。

○総務部長（村澤 勲君）

それでは、議案第29号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

追加議案の概要の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布による非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容の主なものでございます。

第5条第2項第1号及び別表関係でございますが、非常勤消防団員等が公務により死亡し、負傷等し、または障がいの状態となった場合等を行う損害補償の額の算定の基礎となる補償基礎額について、記載のとおり改正するものでございます。

左側の額が今回の改正額、右側の括弧内の額が改正前の額となっております。

次の第5条第2項第2号関係ですが、消火作業等に協力した消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額について、現行の9,700円から1万円に、また最高額を現行の1万4,500円から1万5,000円に改正するものでございます。

次の第5条第3項関係ですが、扶養に係る補償基礎額の加算額について、配偶者分は廃止し、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子は383円から433円に50円増額するものでございます。

なお、改正後の金額は、いずれも改正後の国の政令と同額となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

施行期日につきましては、令和8年4月1日でございます。

最後に経過措置ですが、この改正による規定は、この条例の施行日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日の前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等を除く損害補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、改正前の規定が適用されるものでございます。

以上、議案第29号の補足説明とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[挙手する者あり]

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

説明によりますと、一般職の職員の給料に関する法律に基づいて法律が改正されたために、それに伴って消防団員に対する損害賠償も変えていくというふうに聞き取れたわけですが、そのように解釈してよろしいですか。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

そのとおりでございます。

一般職の職員の給与に関する法律によりまして、いわゆる給料表、この金額が上昇したということでございます。

それで、この補償額につきましては、この給料表から算出をしておりますので、その基の金額が

上がったために、この補償額の基準額も上がったというものでございます。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

本巢消防に関しては、広域という形で岐阜の中に入っているわけであります。

職員の給料等においては、岐阜市の職員と本巢市の職員とでは金額的に相当に離れていると聞いているわけであります。

その中で、岐阜市の職員の給料に合わせて本巢市の職員、この条例が改正されているのか、お伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

それではお答えをさせていただきます。

今回、条例を出させていただきましたこの条例でございますが、非常勤の消防団員等ということ、常勤の職員ではなくて、いわゆる非常勤の消防団の方ですとか、あと民間の人で消火活動ですとかに協力した人の補償に対するものでございまして、今先生が言われました常勤の消防署の職員の補償のものを定めるものではございませんので、よろしくお願ひいたします。

[挙手する者あり]

○議長（今枝和子君）

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

広域でやっている以上は、本巢市の消防団員であろうと、北方の消防団員であろうと、岐阜市の消防団員であろうと、やることは一緒であろうと思っています。

ですので、統一が正しい選択だろうと思って今聞いているわけでありますので、同じなのか否か、改めてお伺いをいたします。

○議長（今枝和子君）

総務部長。

○総務部長（村澤 勲君）

今回上程させていただきました非常勤消防団員等に係る条例でございますけれども、これにつきましては、各市町村で条例で対応しておるところでございます。

それで、今言われた同じ広域消防をやっております岐阜市ですとか瑞穂市、そこと整合がというお話であろうかと思ひますが、こちらについては、その辺りは特には確認はしておりませんが、うちのほうは、本巢市のほうはあくまで国の定める政令の額に合わせた額とさせていただいておるところでございます。

○議長（今枝和子君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

14番 鏑本規之議員。

○14番（鏑本規之君）

ただいま議題となっております消防団員の災害等の改正について、反対の立場から討論に参加をさせていただきます。

本巢の消防団員も、北方も瑞穂にしてもそうだろうと思うし、同じような岐阜市にしても、やはりやっていることは一緒であると思いますので、同等であるべきであると思いますので、今回の条例改正においては、各市町村によってばらばらであるということでもありますので、到底承服できませんので、反対とさせていただきます。

○議長（今枝和子君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 高橋勇樹議員。

○10番（高橋勇樹君）

賛成の立場で発言をさせていただきたいと思います。

今回のこの条例改正の案でございますけれども、国の法令に従って改正されているということで、それに準じて金額をこうしたということでございますので、各地域のこと関係なく、この議案そのものを見る限り何ら問題ないかと思っておりますので、賛成の立場で発言させていただきました。

○議長（今枝和子君）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。御着席ください。したがって、議案第29号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉会の宣告

○議長（今枝和子君）

以上で本会議に提出された案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和8年第1回本巢市議会定例会を閉会いたします。29日間にわたりまして大変お疲れさまでした。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 今 枝 和 子

署 名 議 員 瀬 川 照 司

署 名 議 員 飯 尾 龍 也